

原議保存期間	10年(平成42年3月31日まで)
有効期間	一種(平成37年3月31日まで)

各都道府県警察の長 殿
(参考送付)

庁内各局部課長
各附属機関の長
各地方機関の長

警察庁丙人発第103号
平成31年4月1日
警察庁長官官房長

昇任制度の運用方針について

警察官の昇任制度は、「都道府県警察官昇任基準要綱」(平成31年4月1日付け警察庁丙人発第104号。以下「昇任基準要綱」という。)に基づき運用されているところであるが、制度運用の一層の適正化、合理化を図るため、この度、昇任制度の運用方針を別添のとおり定めたので、各都道府県警察にあつては、この運用方針に基づき必要な改善を行い、昇任制度の適正な運用に努められたい。

都道府県警察官昇任制度の運用方針

第1 昇任制度運用の基本方針

昇任試験を中心とした警察官の昇任制度は、組織の中核となる各級幹部に、実務能力、幹部としての適性に優れた者を登用することにより、警察の組織力を最大限に活用することを目的としている。したがって、その目的を十分に達成するため、制度の運用に当たっては、実務能力を重視するとともに、的確な幹部適性の判断に努めるものとする。

第2 実務能力の重視

1 短答式及び記述式試験の改善

(1) 出題範囲、内容の明確化

ア 短答式試験の科目については、以下のとおりとする。

(ア) 法学一般…憲法、警察法、警察官職務執行法、刑法、刑事訴訟法（これら以外の法律を必要に応じて(イ)、(ウ)において取り上げることは差し支えない。）及び行政法一般理論とする。

(イ) 警察実務…全分野（ただし、特別試験において部門別に重点的出題方式又は選択式出題方式を採用することは差し支えない。）とする。

(ウ) 一般常識

(注) 「昇任基準要綱」の第3評価項目中の「警務一般」には、一般常識を含むものとする。

イ 短答式試験及び記述式試験の「法学一般」、「警察実務」については、各種規則、訓令、通達、執務資料等の中から、基本的な事項に関して出題するものとする。

なお、警察庁において各都道府県警察の昇任試験問題について定期的に検討を加え、全県に対して必要な指導を行うものとする。

ウ 試験問題の内容については、不必要な暗記を強いるものや実務との関連性が極めて薄いものは避け、各級幹部として真に必要とされる実務上の知識や判断力、応用力を的確に試すものとする。

(2) 判断力、応用力重視のための法令集等の配布

各都道府県警察の実情に応じて、試験会場での法令集又は必要な資料（通達・判例等）の配布を行い、受験者にそれらを参照の上、問題を解かせる方法を導入するものとする。

(3) 短答式試験における免除、加点制度の導入

各都道府県警察の実情に応じて、勤務成績、経験、功労、各種実技能力、過去の短答式試験成績等を考慮した短答式試験の免除又は加点制度を導入するものとする。

(4) 記述式試験における特定部門の試験成績を重視する配点基準、採点方法の導入

各都道府県警察の実情に応じて、巡査部長及び警部補の一般試験にける「警察実務」の試験に、特定部門重点評価方式（受験者の従事している部門等予め登録

した一又は複数の「警察実務」の部門について、その試験成績を他の部門のそれよりも重視する方式)を導入するものとする。

2 勤務成績評価の重視

勤務成績評価の一層の客観化、公平化に努めるとともに、可能な限り各級試験において勤務成績評価を重視するものとする。また、特別試験における勤務成績評価比重を、一般試験におけるそれよりも高めるものとする。

第3 的確な幹部適性判断の実施

1 効果的な人物評価の実施

幹部としての適性を判断するに当たっては、リーダーシップ、思索性、決断力、柔軟性、精神的な強さ等多様な幹部適性要素が考慮されなければならない。このため、面接試験において、複数試験官による面接、受験者相互による集団討論を導入するなど、各都道府県警察の実情に応じて、より効果的な人物評価を実施するものとする。

2 幹部適性診断のための論文試験の実施

面接試験を補完するものとして、受験者の考え方、論理的思考力、幹部の在り方についての認識の度合い等を判断するための論文試験を実施するものとする。

第4 その他

1 能力主義による特別の選考昇任について

「昇任基準要綱」においては、長期在級を要件とした選考昇任制以外は設けていないが、複雑、多様化する警察事象に対応しうる幹部警察官を養成し、選抜していくという能力主義の観点から、各都道府県警察の実情に応じて、勤務成績が抜群で、直近上位の階級に必要とされる実務能力、幹部適性を整えた特に優秀な少数の者を選考により昇任させる制度を導入するものとする。

2 特別試験の受験資格について

「昇任基準要綱」においては、試験昇任制の受験資格としては年齢制限を設けていないが、従来、一般試験により昇任していた層が、昇任枠の縮小により停滞し、特別試験に流入するために、中高年者が合格しにくくなる可能性が生じていることから、当分の間、受験資格として在級年数に加えて年齢制限を設けることは差し支えないものとする。